

消費者基本計画・新旧対照表

変更前（平成25年度）	変更後（平成26年度・原案）
<p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨～消費者政策の新たなステージ～</p> <p>すべての人は、消費者です。生まれてから一生を通じ、朝目覚めてから夜眠っている間も一日中、消費者であり続けます。社会で生活していく限り、私たちはあらゆる消費者問題に直面します。消費者の権利は守らなければなりません。</p> <p>多くの人の、何十年にもわたる長年の思いと努力から、平成21年9月1日に消費者庁と消費者委員会が創設されました。初めて、消費者の立場に立つ国の行政機関ができました。消費者が主役となる社会の実現に向け、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直すという意味で、「行政のパラダイム（価値規範）転換」の拠点として設けられたものです。</p> <p>この背景には、消費者行政の前提となる健全な消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で、消費生活の問題を総合的・抜本的に解決していくための新たな枠組みの構築を求める声の高まりがあります。</p> <p>新しい消費者行政は、行政の在り方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立ったものに転換していくことが重要です。また、従来の、産業振興の間接的、派生的テーマとしての縦割り行政の弊害を克服しなければなりません。</p> <p>このため、消費者庁は、「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」の観点から、これまでの行政の在り方を改めます。そして、消費者庁は消費者行政の司令塔として、また「エンジン役」としての役割を發揮していきます。さらに、消費者委員会は、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対する監視機能を発揮していかなければなりません。</p> <p>「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする消費者基本法が平成16年に施行されたことを受けて、政府は、平成17年4月に平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした「消費者基本計画」を閣議決定しました。各府省庁は、この計画を消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本の方針として施策を実施し、消費者政策会議は、この計画について、旧国民生活審議会の意見を聴きつつ、平成18年から20年にかけて毎年1回検証・評価・監視を行ってきました。</p> <p>しかしながら、この間、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が生じました。これに加え、消費者被害の発生に伴う行政の対応に対して、消費者の間に行政への大きな不信を招く事案が相次いで生じました。</p>	<p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨～消費者政策の新たなステージ～</p> <p>すべての人は、消費者です。生まれてから一生を通じ、朝目覚めてから夜眠っている間も一日中、消費者であり続けます。社会で生活していく限り、私たちはあらゆる消費者問題に直面します。消費者の権利は守らなければなりません。</p> <p>多くの人の、何十年にもわたる長年の思いと努力から、平成21年9月1日に消費者庁と消費者委員会が創設されました。初めて、消費者の立場に立つ国の行政機関ができました。消費者が主役となる社会の実現に向け、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直すという意味で、「行政のパラダイム（価値規範）転換」の拠点として設けられたものです。</p> <p>この背景には、消費者行政の前提となる健全な消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で、消費生活の問題を総合的・抜本的に解決していくための新たな枠組みの構築を求める声の高まりがあります。</p> <p>新しい消費者行政は、行政の在り方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立ったものに転換していくことが重要です。また、従来の、産業振興の間接的、派生的テーマとしての縦割り行政の弊害を克服しなければなりません。</p> <p>このため、消費者庁は、「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」の観点から、これまでの行政の在り方を改めます。そして、消費者庁は消費者行政の司令塔として、また「エンジン役」としての役割を発揮していきます。さらに、消費者委員会は、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対する監視機能を発揮していかなければなりません。</p> <p>「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする消費者基本法が平成16年に施行されたことを受けて、政府は、平成17年4月に平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした「消費者基本計画」を閣議決定しました。各府省庁は、この計画を消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本の方針として施策を実施し、消費者政策会議は、この計画について、旧国民生活審議会の意見を聴きつつ、平成18年から20年にかけて毎年1回検証・評価・監視を行ってきました。</p> <p>しかしながら、この間、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が生じました。これに加え、消費者被害の発生に伴う行政の対応に対して、消費者の間に行政への大きな不信を招く事案が相次いで生じました。</p>

このように消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で、創設された新たな枠組みの中で行われる消費者政策については、消費者庁はもとより、以下に掲げる各主体がそれぞれの役割を果たすとともにそれが適切に協力することによって、消費者の立場に立って他の行政機関の個別政策を含めた基本的な政策の推進に万全を期することが求められています。

- ① 消費者担当大臣は、内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること、また、内閣総理大臣は、消費者担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督する役割を担います。
- ② 消費者庁は、消費者の声に耳を傾け、自らが所掌する消費者関連法令を執行すること、消費者安全法に基づき、各府省庁、国民生活センターや地方の消費生活センター等が把握した消費者事故等に関する情報を一元的に集約し、調査・分析を行うこと、消費者事故等に関する情報を迅速に発信して消費者の注意を喚起すること、各府省庁に対し措置要求を行うとともにいわゆる「すき間事案」については事業者に対する勧告や自ら措置を講じることなど、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割を果たします。
- ③ 消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たします。具体的には、消費者の利益の擁護と増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について調査審議するとともに、内閣総理大臣に対し勧告・報告要求を行い、関係する行政機関に対して資料要求等を行い、重要事項について建議等を行うことなど適切にその職務を遂行します。
- ④ 各府省庁は、消費者が主役となる社会の実現を目指して、今後は、相互間の情報の共有を進め、的確な役割分担や共同の取組によって、それぞれの業務を確実に遂行します。
- ⑤ 地方消費者行政は、消費生活の「現場」である地域において消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことを支える行政であることから、地方公共団体等において、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、相談員等の人材の確保及び資質の向上、消費者教育・啓発活動の推進、消費者団体との連携の確保など消費者行政の充実・強化を積極的に図ることが求められます。
- ⑥ 事業者と事業者団体が、消費者の利益にかなうことは事業者の成長をもたらし、産業の発展につながるとの観点のもと、情報の公開・双方のコミュニケーションの機会の拡充など、消費者の信頼を確保するための取組や、消費者の安全と安心の確保などに向けた自主的な取組に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講じます。
- ⑦ 消費者と消費者団体は、消費生活の安定と向上を図るために自主的な活動に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講じま

このように消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で、創設された新たな枠組みの中で行われる消費者政策については、消費者庁はもとより、以下に掲げる各主体がそれぞれの役割を果たすとともにそれが適切に協力することによって、消費者の立場に立って他の行政機関の個別政策を含めた基本的な政策の推進に万全を期することが求められています。

- ① 消費者担当大臣は、内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること、また、内閣総理大臣は、消費者担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督する役割を担います。
- ② 消費者庁は、消費者の声に耳を傾け、自らが所掌する消費者関連法令を執行すること、消費者安全法に基づき、各府省庁、国民生活センターや地方の消費生活センター等が把握した消費者事故等に関する情報を一元的に集約し、調査・分析を行うこと、消費者事故等に関する情報を迅速に発信して消費者の注意を喚起すること、各府省庁に対し措置要求を行うとともにいわゆる「すき間事案」については事業者に対する勧告や自ら措置を講じることなど、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割を果たします。
- ③ 消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たします。具体的には、消費者の利益の擁護と増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について調査審議するとともに、内閣総理大臣に対し勧告・報告要求を行い、関係する行政機関に対して資料要求等を行い、重要事項について建議等を行うことなど適切にその職務を遂行します。
- ④ 各府省庁は、消費者が主役となる社会の実現を目指して、今後は、相互間の情報の共有を進め、的確な役割分担や共同の取組によって、それぞれの業務を確実に遂行します。
- ⑤ 地方消費者行政は、消費生活の「現場」である地域において消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことを支える行政であることから、地方公共団体等において、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、相談員等の人材の確保及び資質の向上、消費者教育・啓発活動の推進、消費者団体との連携の確保など消費者行政の充実・強化を積極的に図ることが求められます。
- ⑥ 事業者と事業者団体が、消費者の利益にかなうことは事業者の成長をもたらし、産業の発展につながるとの観点のもと、情報の公開・双方のコミュニケーションの機会の拡充など、消費者の信頼を確保するための取組や、消費者の安全と安心の確保などに向けた自主的な取組に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講じます。
- ⑦ 消費者と消費者団体は、消費生活の安定と向上を図るために自主的な活動に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講じま

す。

このように、消費者政策は、現行の「消費者基本計画」の最終年度における消費者庁と消費者委員会の創設を契機として、新たに大きな歩みを進めることとなりました。政府は、このような新たなステージ（段階）に入った消費者政策について、消費者基本法の基本理念にのっとり、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」をここに定め、政府を挙げた消費者政策の計画的・一体的な推進に取り組んでまいります。

なお、高度情報通信社会や国際化など経済社会の進展、高齢化の一層の進行など消費者を取り巻く環境は刻々と変わります。こうした状況変化に柔軟に対応していくために、この「消費者基本計画」は、毎年度行う検証・評価・監視の中で、常に状況の変化を把握し、適切に見直しを行うこととします。

第2 消費者政策の基本的方向

消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。

また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。

政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。

なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1)～(5) (略)

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

す。

このように、消費者政策は、現行の「消費者基本計画」の最終年度における消費者庁と消費者委員会の創設を契機として、新たに大きな歩みを進めることとなりました。政府は、このような新たなステージ（段階）に入った消費者政策について、消費者基本法の基本理念にのっとり、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」をここに定め、政府を挙げた消費者政策の計画的・一体的な推進に取り組んでまいります。

なお、高度情報通信社会や国際化など経済社会の進展、高齢化の一層の進行など消費者を取り巻く環境は刻々と変わります。こうした状況変化に柔軟に対応していくために、この「消費者基本計画」は、毎年度行う検証・評価・監視の中で、常に状況の変化を把握し、適切に見直しを行うこととします。

第2 消費者政策の基本的方向

消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。

また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。

政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。

なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」という。）による風評被害の防止のために分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1)～(5) (略)

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1)～(3) (略)

(4) 行政組織体制の充実・強化

政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。

消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。また、消費者行政に係るデータの整備を進めます。

消費者委員会については、様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて積極的に建議等を行い、消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するための方策を示すことが重要です。消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に発揮できるよう、取り組みます。

国民生活センターについては、平成25年度においては独立行政法人として活動する一方で、平成26年度以降については、国民生活センターの機能をさらに充実・強化させていくとの方針のもと、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、引き続き検討します。

現在、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」において、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。

(1)～(3) (略)

(4) 行政組織体制の充実・強化

政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。

消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。また、消費者行政に係るデータの整備を進めます。

さらに、平成26年度には、消費者庁が創設5年目を迎えたことを踏まえ、創設時の理念に立ち返り、新に消費者目線に立った行政機能の強化を図るとともに、消費者行政を国民に身近なものとするため、組織の整備・運用に係る課題を洗い出し、消費者行政のレビューを実施します。

消費者委員会については、様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて積極的に建議等を行い、消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するための方策を示すことが重要です。消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に発揮できるよう、取り組みます。

国民生活センターについては、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）において、独立行政法人の新たな類型の一つである「中期目標管理法人」（公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるものを国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人）とすることとされました。国民生活センターは、消費者行政における中核的な実施機関であり、①消費者行政の司令塔機能の発揮、②地方消費者行政の推進、③消費者への注意喚起のいずれにとっても必要不可欠な存在であり、その機能の充実・強化に努めてまいります。

3 経済社会の発展への対応

(1)～(3) (略)

3 経済社会の発展への対応

(1)～(3) (略)

第3 重点施策の推進

消費者庁及び消費者委員会の発足後、3年半が経過しました。新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発・拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。

いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。

また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。

消費者委員会からは11件の建議、10件の提言等が出されており、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、建議等を踏まえ関係行政機関での検討を進めます。

以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向はあるものの、年間約90万件という高水準で推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。

生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。

このように、消費者問題をめぐっては、様々な課題が残されています。消費者庁及び消費者委員会の発足後3年半が経過したことを踏まえ、創設時の理念に立ち返って、消費者基本計画におけるこれまでの取組を総括的に検証・評価し、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになるための施策を講じます。

第3 重点施策の推進

消費者庁及び消費者委員会の発足後、新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発・拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。

いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。

また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。

さらに、食品表示を一元化するための食品表示法が制定されるとともに、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律により、消費者の被害救済のための制度の整備が進められています。

消費者委員会からの建議等を踏まえ、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、関係行政機関での検討を進めます。

以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向はあるものの、年間約90万件という高水準で推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。

生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。

このような消費者問題をめぐる様々な課題について、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになるための施策を講じます。

あわせて、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）を形成することを積極的に支援する施策を講じます。

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制を整備し、消費者からの苦情・相談やあっせんに適切に対応できる体制を構築するための施策を講じます。

消費者団体をはじめ、地域において環境、福祉、産業等の分野で活動する多様な主体が消費者問題への取組を行いやすい環境を整備し、国と地方、地域内・地域間での連携を強化していくことで、地域全体の消費者問題の解決につなげていく施策を講じます。

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

消費者の安全・安心を確保し、その自立を支援することにつながることはもとより、我が国の最大かつ喫緊の課題である日本経済の再生に取り組む上でのカギを握る消費の拡大の実現につなげるため、食品を始めとする商品と役務への消費者の安全・安心の確保、悪質商法や偽装表示等を行う事業者に対する厳正な法執行に努め、消費者の市場への信頼を通じた消費の拡大に資する施策を講じます。

第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

(略)

重点施策

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

(略)

1. リコール情報の周知強化等（施策番号：7、8関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコ

あわせて、消費者が、個々の消费者的特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）を形成することを積極的に支援する施策を講じます。

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制を整備し、消費者からの苦情・相談やあっせんに適切に対応できる体制を構築するための施策を講じます。

消費者団体をはじめ、地域において環境、福祉、産業等の分野で活動する多様な主体が消費者問題への取組を行いやすい環境を整備し、国と地方、地域内・地域間での連携を強化していくことで、地域全体の消費者問題の解決につなげていく施策を講じます。

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

消費者の安全・安心を確保し、その自立を支援することにつながることはもとより、我が国の最大かつ喫緊の課題である日本経済の再生に取り組む上でのカギを握る消費の拡大の実現につなげるため、食品を始めとする商品と役務への消費者の安全・安心の確保、悪質商法や偽装表示等を行う事業者に対する厳正な法執行に努め、消費者の市場への信頼を通じた消費の拡大に資する施策を講じます。

第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

(略)

重点施策

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

(略)

1. リコール情報の周知強化等（施策番号：7、8関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

リコール後も事故が起きている製品の効果的な公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコ

ール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、（独）交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 		
②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 	国土交通省	

2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】

（略）

3. 消費者契約法（施策番号：42関係）【消費者庁、法務省】

ル情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、（独）交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き販売事業者等との協力体制を拡大し、リコール情報の提供を強化 ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの更なる強化、リコール情報の効果的な公表、消費者に対する教育・啓発等の取組を推進 	消費者庁 経済産業省 関係省庁等	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 	国土交通省	

2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】

（略）

3. 消費者契約法（施策番号：42関係）【消費者庁、法務省】

(略)

4. 公共料金等（施策番号：67-2関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料等所管省庁】

(略)

5. 食品表示法（施策番号：69・73関係）【消費者庁】

(略)

6. いわゆる健康食品の表示等（施策番号：76、76-2、77関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none">・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none">・食品表示に関する一元的な法執行の推進・「留意事項（法解釈の指針）」の周知徹底によるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化	消費者庁	
②	<ul style="list-style-type: none">・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討	<ul style="list-style-type: none">・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁	
③	<ul style="list-style-type: none">・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進	<ul style="list-style-type: none">・引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進	消費者庁	

(略)

4. 公共料金等（施策番号：67-2関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料等所管省庁】

(略)

5. 食品表示法（施策番号：69・73関係）【消費者庁】

(略)

6. いわゆる健康食品の表示等（施策番号：76、76-2、77関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none">・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none">・食品表示に関する一元的な法執行の推進・「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成25年12月）の周知徹底	消費者庁	
②	<ul style="list-style-type: none">・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討	<ul style="list-style-type: none">・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁	
③	<ul style="list-style-type: none">・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進	<ul style="list-style-type: none">・引き続き消費者の正しい理解のため保健機能食品を含むいわゆる健康食品の特性や適切な利用方法などの情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因	消費者庁	

	する消費者事故への対応を推進	・消費者への啓発を引き続き実施			する消費者事故への対応を推進	いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進・消費者への啓発を引き続き実施		
④	・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施	・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施	厚生労働省		④	・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施	・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、医師・薬剤師等による診療調剤時の医療品と健康食品の相互作用等について患者への情報提供の促進、事業者による病態や使用薬剤に対するいわゆる健康食品の関与成分の影響に関する情報提供の促進など所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施	厚生労働省 <u>消費者庁</u>
⑤	・いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討	・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁 厚生労働省 農林水産省		⑤	・いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討	・いわゆる健康食品の機能性表示の在り方について、既存の制度との関係整理、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解の確保の観点等を踏まえて検討 ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98関係）
【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】
消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推

7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98関係）
【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】
消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた消費者教育の推進に関する

進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進・支援 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	

基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 ・地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	

8. 消費者被害救済制度（施策番号：110、127、128関係）【消費者庁、法務省】

- ① 国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（以下「消費者裁判手続特例法案」という。）について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。
- ② ①の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度も踏まえ、消費者被害の救済のために必要な行政手法（「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」）について、検討を進めます。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<p>消費者裁判手続特例法案成立後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 	<p>消費者裁判手続特例法案成立後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 	消費者庁	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 	消費者庁 法務省	

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<p>消費者裁判手続特例法案成立後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等） ・制度の周知・広報 	<p>・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知・広報 	消費者庁	

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175関係）【消費者庁、関係省庁等】

（略）

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

（略）

10. 地方消費者行政（施策番号：121・122関係）【消費者庁、関係省庁等】

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175関係）【消費者庁、関係省庁等】

（略）

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

（略）

10. 地方消費者行政（施策番号：121・122関係）【消費者庁、関係省庁等】

- ① 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。
- ② 第186回国会で成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（以下「景品表示法等改正等法」という。）に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等	

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等	

等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成26年度以降の財源の確保に向けた検討			等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成26年度以降の財源の確保に向けた検討		
②	二		・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体をはじめとする関係者へ法律の概要等の情報周知	消費者庁	

11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の待遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討	・消費生活相談員の一層の待遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討	消費者庁 総務省 関係省庁等	

12. PIONEERの刷新（施策番号：1関係）【消費者庁】

(略)

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

(略)

13. 消費者安全行政（施策番号：4、12、13-2、13-2-2、13-2-3関係）【消費者庁、関係省庁等】

(略)

11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。また、景品表示法等改正等法に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の待遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討	・消費生活相談員の一層の待遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体をはじめとする関係者へ法律の概要等の情報周知	消費者庁 総務省 関係省庁等	

12. PIONEERの刷新（施策番号：1関係）【消費者庁】

(略)

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

(略)

13. 消費者安全行政（施策番号：4、12、13-2、13-2-2、13-2-3関係）【消費者庁、関係省庁等】

(略)

14. エステ・美容医療サービス（施策番号：39、39-2、39-3、153-3関係）【厚生労働省】

- ① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。
- ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。

平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成25年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省

15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】

新たに規制の対象に置かれた訪問購入取引も含め、特定商取引法の厳正な

14. エステ・美容医療サービス（施策番号：39、39-2、39-2-2、39-3、153-3、153-3-2関係）【厚生労働省】

- ① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。
- ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。

平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の表示適正化に向けて平成25年度に改正した医療広告ガイドラインの周知徹底及び遵守状況の把握 ・平成25年度に策定した美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の周知徹底及び遵守状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成25年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省

15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】

特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、附則（※）の規定も踏まえ

執行に努めるとともに、改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等	

※ 平成20年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成21年12月1日）後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※ 平成24年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成25年2月21日）後3年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、48、49、51、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	消費者庁 警察庁 金融庁	
②	犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等	

つつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法の厳正な執行 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行状況の検討 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等	

※ 平成20年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成21年12月1日）後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※ 平成24年改正附則「政府は、（略）この法律の施行（注：平成25年2月21日）後3年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、43、48、49、51、60、60-2、60-3、60-4、62、64、66、153-2関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	消費者庁 警察庁 金融庁	
②	犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等	

③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	消費者庁 金融庁 関係省庁等	
④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等	
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等	
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等	
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	

注：“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。

17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2関係）【厚生労働省】

（略）

18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164関係）【総務省】

代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	・消費者トラブルの状況及び平成25年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	総務省	

③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	消費者庁 金融庁 関係省庁等	
④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等	
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等	
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等	
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	

注：“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。

17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2関係）【厚生労働省】

（略）

18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164関係）【総務省】

代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	・消費者トラブルの状況及び平成25年度の取組状況、ICTサービス安心・安全研究会における検討等を踏まえ、電気通信事業法に基づく制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	総務省	

(新規)

19. 景品表示法に基づく表示の適正化（施策番号：80、103、124関係）【消費者庁、関係省庁等】

- ① 景品表示法等改正等法に基づく景品表示法改正の円滑な施行に向けて必要な準備を行うなど、景品表示法に基づき表示の適正化を図ります。
- ② 景品表示法への課徴金制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動への影響に配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為（不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む）や主觀的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none">・食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を策定・公表・農林水産省の食品表示Gメン等に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を実施	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案をはじめとする景品表示法の普及・啓発・引き続き、併任された食品表示Gメンによる監視業務を実施・改正景品表示法の施行に向けて、事業者の表示等に関するコンプライアンス強化に向けた指針の策定・法施行に必要な政令の整備・国による執行態勢の強化のため、消費者庁及び権限委任を受けた省庁等との連携による厳正な景品表示法の執行	消費者庁 関係省庁等	
②	～	<ul style="list-style-type: none">・景品表示法への課徴金制度の導入に向けて制度設計を行い、速やかに法案を国会に提出	消費者庁	

【具体的施策】

今後5年間に講すべき具体的施策は、以下のとおりです。

【具体的施策】

今後5年間に講すべき具体的施策は、以下のとおりです。